

意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
1. 項目	テレワークの推進に向けた、労働基準法の見直しに関する提案について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>労働基準法第109条において「使用者は賃金計算の基礎となる事項を都度記録する旨」規定され、労働基準法施行規則第5条第1項の2において、「使用者は労働契約締結に際し、就業の場所を明示する旨」規定されております。</p> <p>テレワークを行う場合、勤務と休憩の区別を明確にしづらく、使用者が労働時間を的確に把握・記録することができないうえ、就業の場所を予め明示しておくことも困難であります。なお、労働基準法第38条の2に基づくみなし労働時間制を採用する場合であっても、休日・深夜勤務に係る割増賃金を計算するための労働時間の把握・記録が必須となります。</p> <p>ブロードバンド環境の整備や仮想化技術の進展、シンクライアントPCの充実等によって、格段にテレワークを行うためのICT環境が向上しているなか、前述の規定等によりテレワークの普及が進みにくい状況にあり、結果的にICT利活用の阻害要因にもなっていると考えます。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法 ・労働基準法施行規則
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ICTを活用したテレワークに関して、労働契約締結の際に明示する内容の緩和、勤務管理の柔軟化等、使用者及び労働者協議のうえ、双方が納得できるルールの導入が可能となるよう見直すことを提案いたします。</p> <p>テレワークの普及により柔軟な勤務形態が実現することで、労働者にとっても通勤に係る負荷軽減等に繋がり、ひいては個人生活の更なる充実に寄与するものと考えます。</p>